

鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務特記仕様書（案）

この仕様書は、鳥栖市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

鳥栖まちづくり推進センター建設工事基本設計業務

2 建設予定地

鳥栖市真木町2 1 1 2 番地 2

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1 1 月2 8 日まで

4 設計と条件

「鳥栖まちづくり推進センター建設事業（新築工事）基本計画書」による。

5 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項については、「佐賀県建築設計業務委託共通仕様書」による。

(1) 業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(2) 基本設計

ア 一般業務

- (ア) 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- (イ) 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- (ウ) 電気設備基本設計に関する標準業務
- (エ) 給排水衛生設備基本設計に関する標準業務
- (オ) 空調換気設備基本設計に関する標準業務
- (カ) 昇降機等設備基本設計に関する標準業務

イ 追加業務

- (ア) 敷地現況測量業務
- (イ) 透視図作成
 - a 種類 鳥瞰

- b 版の大きさ A3
- c 額の有無及び材質 有、アルミ製
- (ウ) 日影図作成
- (エ) 概略工事工程表作成
- (オ) 電波障害予測調査
- (カ) 屋外付帯設備等
- (キ) 環境への配慮に関する計画(環境保全、自然エネルギー採用、ZEBの導入等)
- (ク) 広報に必要な資料の作成等の支援
- (ケ) その他基本設計業務に必要な業務

6 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行い、随時合意形成を図りながら進めるものとする。

(2) 打合せ及び記録

対面、メール又は電話等により、打合せ、協議、報告又は説明等を行った場合は、速やかに記録し、それに係る資料を翌日までに監督員に提出すること。打合せは、次の時期に行う。

ア 業務着手時

イ 発注者、監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他

(3) 適用基準等

建築基準法その他関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則等の規定によるほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの(最新版)によるものとし、事前に監督員の承諾を得ること。また、下記に掲げるものを含む各種適用基準の適用の可否については、監督員と協議するものとする。

【共通】

ア 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

イ 佐賀県福祉のまちづくり条例・施設整備マニュアル

ウ 施設におけるわかりやすいユニバーサルデザインのサイン

エ 佐賀県環境物品等の調達に関する基本方針

オ 佐賀県公共事業景観形成指針

カ 佐賀県公共建築工事積算基準

キ 佐賀県公共建築工事共通費積算基準

ク 佐賀県公共建築工事単価等決定基準

【建築】

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- イ 建築設計基準・同解説
- ウ 建築構造設計基準・同解説
- エ 建築鉄骨設計基準・同解説
- オ 建築工事標準詳細図
- カ 擁壁設計標準図
- キ 構内舗装・排水設計基準

【設備】

- ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- エ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- オ 建築設備計画基準
- カ 建築設備設計基準

(4) 業務工程計画

設計業務を履行するに当たり、情報収集・条件整理から成果品提出・業務完了までの実施工程を十分検討の上、作成する。

(5) 資料の貸与及び返却

「鳥栖まちづくり推進センター建設工事地質調査業務」の資料を貸与する。履行期限までに鳥栖市市民環境部市民協働課へ返却すること。

7 成果物

成果物は、履行期限までに鳥栖市建設部建設課へ提出すること。作成する資料は、Word、PowerPoint、Excel 又は CAD 等の電子データによるものとし、事前に監督員の承諾を得ること。また、成果物は、下記に掲げるものを書面及び CD-R により提出すること。なお、この CD-R には、作成した電子データも収録すること。

(1) 一般業務（総合）

- ア 設計計画説明書（設計理念・主旨）
- イ 仕様概要書（要求性能）
- ウ 仕上概要書（外部・内部）
- エ 面積表及び求積図（敷地・建築物）
- オ 付近見取図
- カ 配置図
- キ 平面図（各階）
- ク 立面図（2面以上）

- ケ 断面図（２面以上）
- コ 工事費概要書
- サ 設計内容説明書（下記の計画）
 - （ア） 仮設計画
 - （イ） 防火区画
 - （ウ） 避難計画
 - （エ） 災害時機能計画
 - （オ） 環境配慮計画
 - （カ） 保守管理計画
- シ 関係法令チェックシート（法令上の課題・協議・手続の概要をリストアップ）
- ス 各種技術資料等（設計基準の根拠資料）
- セ その他必要書類（下記の検討資料）
 - （ア） 資材・重機の輸送経路と制限
 - （イ） 非構造部材・設備の耐震化
 - （ウ） ライフラインの確保
 - （エ） ユニバーサルデザイン
 - （オ） その他比較検討を行ったもの
- ソ 業務工程表
- タ 打合せ記録簿
- (2) 追加業務（総合）
 - ア 敷地現況測量報告書
 - イ 透視図
 - ウ 日影図
 - エ 概略工事工程表
 - オ 電波障害予測調査報告書
 - カ 外構計画図（敷地進入口、敷地内通路の位置・構造、植栽等）
 - キ 省エネルギー計算書（標準入力法）
- (3) 一般業務（構造）
 - ア 構造計画説明書（構造設計方針）
 - イ 構造設計概要書（要求性能、立地制約条件）
 - ウ 仕様概要書（積載荷重、風荷重、地震荷重）
 - エ 構造図面（各階伏図、軸組図）
 - オ 工事費概要書
 - カ 各種技術資料等（設計基準の根拠資料）
 - キ その他必要書類（下記の検討資料）
 - （ア） 杭工法

- (イ) その他構造種別・方式及び施工性と費用の検討資料
- (4) 一般業務（電気設備）
- ア 電気設備計画説明書（電気設備設計方針）
 - イ 電気設備設計概要書（要求性能、立地制約条件）
 - ウ 系統図
 - エ 平面プロット図（主要機器）
 - オ 工事費概要書
 - カ 各種技術資料等（設計基準の根拠資料）
- (5) 一般業務（給排水設備）
- ア 給排水設備計画説明書（給排水設備設計方針）
 - イ 給排水設備設計概要書（要求性能、立地制約条件）
 - ウ 系統図
 - エ 平面プロット図（主要機器）
 - オ 工事費概要書
 - カ 各種技術資料等（設計基準の根拠資料）
- (6) 一般業務（空調換気設備）
- ア 空調換気設備計画説明書（空調換気設備設計方針）
 - イ 空調換気設備設計概要書（要求性能、立地制約条件）
 - ウ 系統図
 - エ 平面プロット図（主要機器）
 - オ 工事費概要書
 - カ 各種技術資料等（設計基準の根拠資料）
 - キ その他必要書類（下記の検討資料）
 - (ア) 空調方式
 - (イ) 換気方式
- (7) 一般業務（昇降機等設備）
- ア 昇降機等設備計画説明書（昇降機等設備設計方針）
 - イ 昇降機等設備設計概要書（要求性能、立地制約条件）
 - ウ 工事費概要書
 - エ 各種技術資料等（設計基準の根拠資料）